

平成26年度第1回門真市障がい者地域協議会一会議録

開催日時：平成26年7月18日(金)午後2時
開催場所：門真市保健福祉センター 4階
会議室2・3

■会議次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 委員の紹介(会長及び副会長の選任について)
 - (2) 平成25年度相談支援事業実績報告について
 - (3) 障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組について
 - (4) 第2次障がい者計画の中間見直しについて
 - (5) 第4期障がい福祉計画の策定について
 - (6) 今後の計画策定に係るスケジュールについて
- 3 その他
- 4 閉会

■配布資料

<事前配布>

- 資料1 平成25年度障がい者相談支援センター ジェイ・エス 実施状況
- 資料2 平成25年度障がい者相談支援事業所 あん 実施状況
- 資料3 障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組について
- 資料4 門真市第2次障がい者計画の中間見直し及び第4期障がい福祉計画の策定について
- 資料5 門真市障がい者計画・障がい福祉計画の策定に向けて
- 資料6 門真市第2次障がい者計画に係る施策・検証結果の概要
- 資料7 門真市第4期障がい福祉計画等策定に向けたアンケート調査
- 資料8 門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュール(案)

<当日配布>

- 協議会次第
- 委員名簿
- 座席表
- 門真市第2次障がい者計画冊子
- 門真市第3期障がい福祉計画冊子
- 門真市情報公開条例(抜粋)
- 審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)
- 門真市附属機関に関する条例
- 門真市附属機関に関する条例施行規則

■出席者

- 委員：小寺委員、藤江委員、五十野委員、吉川委員、天正委員、西川委員、那須委員、中井委員、東野委員、松田委員、白木原委員、岡村委員、宮口委員
- 事務局：保健福祉部障がい福祉課 北倉課長、橋課長補佐、池尻課長補佐、奥谷主任、野口主任、保坂主任

傍聴者：3名

■会議内容

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ただ今から、平成26年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催させていただきます。
私は、本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課課長補佐の池尻と申します。
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
失礼して、座って司会進行させていただきます。
会議の公開につきましては、本協議会において、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、原則公開の承認をいただいておりますので、公開といたします。
なお、本協議会での会議録につきましては、門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分配慮した上、前文筆記で作成いたします。
また、この会議録は、不開示情報除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。
各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。
また、本協議会での会議録につきましては、審議会等の会議の公開に関する指針第7条に基づき、協議会の終了後、2週間以内に作成いたします。
それでは、早速会議に入らせていただきます。

事務局： ここで委員の出席状況について事務局より報告させていただきます。

事務局： 本日の出席委員は、16名中13名でございます。
門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上が出席していただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

事務局： 次に、本日の会議資料等についてご確認をお願いします。
本日配布させて頂いております資料は、
協議会次第
委員名簿
座席表
門真市第2次障がい者計画冊子
門真市第3期障がい福祉計画冊子
門真市情報公開条例（抜粋）
審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
門真市附属機関に関する条例
門真市附属機関に関する条例施行規則
次に、事前に郵送しております資料は、
資料1 平成25年度障がい者相談支援センター ジェイ・エス 実施状況
資料2 平成25年度障がい者相談支援事業所 あん 実施状況
資料3 障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組について
資料4 門真市第2次障がい者計画の中間見直し及び第4期障がい福祉計画の策定について
資料5 門真市障がい者計画・障がい福祉計画の策定に向けて
資料6 門真市第2次障がい者計画に係る施策・検証結果の概要
資料7 門真市第4期障がい福祉計画等策定に向けたアンケート調査

資料8 門真市第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画策定全体スケジュール
(案)

でございます。不足等ありましたら、お知らせください。

事務局： それでは、議題1、委員の紹介に参ります。

本日は平成26年度第1回目の会議でございます。

今年度は、委員の任期2年目に当たる年となっておりますが、本協議会が本年4月に門真市の附属機関として位置付けられたことにより、本年は新たに任期1年として実施することになりました。

来年度より再度任期2年として本協議会を運営いたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、今年度は3名の委員が代わられておりますので、順次ご紹介させていただきます。

- ・種智院大学 教授
小寺 鐵也 (こてら てつや) 様
- ・門真市社会福祉協議会 課長
藤江 冬人 (ふじえ ふゆと) 様
- ・門真市民生委員児童委員協議会 副会長
五十野 文子 (いその ふみこ) 様
- ・門真障がい福祉を考える会 代表
吉川 康子 (よしかわ やすこ) 様
- ・大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室 課長補佐
天正 満 (てんしょう みつる) 様
- ・門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス 所長
西川 直樹 (にしかわ なおき) 様
- ・門真公共職業安定所 専門援助部門上席職業指導官
那須 公彦 (なす きみひこ) 様
- ・守口門真商工会議所 事務局長
稲田 隆志 (いなだ たかし) 様
- ・門真市医師会 理事
香西 孝純 (こうざい たかずみ) 様
- ・大阪府守口保健所 所長
森脇 俊 (もりわき たかし) 様
- ・門真市身体障害者福祉会 会長
中井悌治 (なかい ていじ) 様
- ・門真市手をつなぐ育成会 理事長
東野弓子 (ひがしの ゆみこ) 様
- ・門真クラブ・合同スタッフ会議 事務局代表
松田 琴美 (まつだ ことみ) 様
- ・大阪府立守口支援学校 校長
白木原 亘 (しらきはら わたる) 様
- ・晋栄福祉会 総合施設長
岡村 美範 (おかむら みのり) 様
- ・門真市福祉事務所長
宮口 康弘 (みやぐち やすひろ) 様

ありがとうございました。

なお、本日は、稲田委員、香西委員、森脇委員は欠席となっております。

事務局： 次に事務局職員の紹介をいたします。
障がい福祉課長の北倉でございます。
同じく課長補佐の橋でございます。
同じく主任の奥谷でございます。
同じく主任の野口でございます。
同じく主任の保坂でございます。
よろしく願いいたします。

事務局： 冒頭に、今年度新たに委員任期を1年として実施する旨のご説明をいたしましたが、本協議会の進行を行っていただく会長につきましても新たに選任が必要となります。
また、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条に、「協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置き、委員の中から互選する。」とありますので、会長・副会長が選任されるまでの間、障がい福祉課長の北倉が議長として、会議を進行させていただきたいと存じます。

北倉課長： それでは、会長・副会長を選出いただくまでの間、会議を進行させていただきます。
会長及び副会長の選出について、委員の皆様のご意見をお伺いいたします。

各委員： 議長一任

北倉課長： ただいま、議長に一任するというご意見をいただきましたので、私の方から推薦させていただきます。
会長には、小寺委員を推薦いたします。
理由といたしましては、小寺委員は、種智院大学の教授として、障がい者施策についての豊富な経験・実績等から適任であると存じます。
また、副会長には、中井委員を推薦いたします。
理由といたしましては、長年、門真市身体障害者福祉会会長を務めてこられたほか、門真市障害程度区分等認定審査会の前委員であり、障がい者施策に精通されておりますので、適任かと存じますが、ご賛同いただけますでしょうか。

各委員： 異議なし

北倉課長： それでは、ただいま「異議なし」とのご発言をいただきましたので、会長には、小寺委員を、副会長には、中井委員を選任させていただきます。
それでは、皆さん拍手でご確認ください。
では、ただいまより、小寺委員が会長に、中井委員が副会長に就任されます。
どうぞよろしく願いいたします。
会長が決まりましたのでこれより議長を交代いたします。
ご協力ありがとうございました。
それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

会 長： 改めまして、会長に就任となりました小寺でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

今回、来年度から27年、28年、29年度の障がい福祉計画と、この基本計画の見直しということがあります。今回の計画は、特に今年の2月によく国連の障がい者の権利条約を日本も批准いたしまして、その批准した直後の計画ということになりますので、良いものを、本格的な指針を出していきたいと思ひます。

障がい者権利条約の中身は、障がい者の方にとっては期待すべき中身がかなり含まれておりますし、1つ1つを推進する立場の行政の方もかなり本腰を入れてやっていくという、そういう心構えが必要かなと思ひます。

ですから、今回の計画策定はかなり意義のある計画策定になっていくのかなということですので、委員の皆様方、ご活発なご意見をいただき、よりよい計画を作っていきたいと思ひます。

長い期間を頑張ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、早速議事に入っていきたいと思ひます。

次第の議題2、平成25年度相談支援事業実績報告についてご報告をいただきたいと思ひます。

門真市障がい者相談支援センタージェイ・エスと、障がい者相談支援事業所 あんさんよりそれぞれ報告をお願いしたいと思ひます。

ジェイ・エス: まず、ジェイ・エスのほうから報告させていただきたいと思ひます。

平成25年度の相談支援センタージェイ・エスの実施状況を報告させていただきたいと思ひます。

まず、表紙になっているのですが、資料番号1を見ていただきたいと思ひます。

職員数、正規職員4名、うち相談支援専門員が2名となっておりまして、非常勤職員2名、うち相談支援専門員が2名となっております。

計6名の職員体制となっております。相談支援専門員についてですけれども、平成25年度中に非常勤の1名が相談支援専門員として対応いたしました。年度中には3名から4名に増員しましたということをご報告させていただきます。

同じページの相談内訳の個別支援の表をご覧くださいと思ひます。

(1)の年齢別実人数の表ですが、平成25年度は相談実人数が306名で、うち新規が62名となっており、前年度と比べて45名増の117%の伸びとなっております。

(2)の男女別実人数ですが、男女の内訳として昨年度初めて女性の相談人数が男性の相談人数を上回る結果となっております。本年度は男性が女性の相談人数を2倍近く上回る結果となっております。

昨年度の男性相談者に比べて、本年度の増加数が73名となっており、新規相談数の62名より多い数字になっている理由ですけれども、1年以上関わりがなかったケースが、何らかの理由で問題が発生して、平成25年度に当センターとして再度関わる場合の報告があったケースが多くなりまして、この数字となっております。

男性の増加の要因の特定は困難ですけれども、サービス等利用計画の作成が本格的にスタートいたしました中で、非対象となる方の多くが日常生活に何らかの支障が発生してサービスを利用しております。

その中で、障がいとは別の問題で、女性に比べて男性の方は家事スキルが低いなど、福祉サービスの利用をしなければ生活を維持できない場合が多いのではないかと考えられております。

(3)の支援方法別延べ人数の総相談件数が5,331件で、前年度と比べ1,164件の増加となっております。

増加の内訳として、訪問、電話、関係機関の3項目が大きな伸びを示しており、伸び率

は、訪問が171件増の129%の伸び率、電話相談が642件増の157%の伸び率、関係機関が439件増の133%の伸び率となっております。

訪問相談と電話相談は、サービス等利用計画の作成の増加によるものとなっております。

続きまして、指定特定相談支援事業等に関する業務の表をご覧くださいと存じます。

サービス等利用計画ですけれども、こちらは介護保険のケアプランに近いものだと思っていただければと思います。

サービス等利用計画を作成して、サービス全体をコーディネートする業務となっている計画相談の実績数は103件、作成したサービス等利用計画の見直しを行うモニタリング件数は、99件となっております。

計画相談は、昨年度と比べて73件の増加となっております。

サービス等利用計画作成という業務に当たって、介護保険と大きく異なることが改めて確認させられた1年となりました。

高齢者の場合は、一部を除き対象は、65歳以上で、高齢による様々な能力低下により日常生活を営むことが困難となり、生活を支える目的で福祉サービスを利用する方が多く、対象者の幅が広がっているのですが、障がいの場合は年齢が0歳から65歳、サービスの内容によっては、65歳以上の対応は、しておりますが、障がい種別も身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病と様々となっておりますため、本人ニーズが多種多様になっており、支援目標も一人一人異なり、支援目標が異なることで、サービスの利用内容が様々となっているということが挙げられます。

ニーズの具体的な例として、就職支援、就労継続支援、日中活動の場の提供、家事の負担軽減、家族の負担軽減、一人暮らしに向けた訓練、親からの自立に向けた訓練、金銭管理やお金の使い方の訓練、子育てのサポート、生活を支える支援、適切な医療を受けるための支援など様々となっております。

ほとんどのケースで本人から相談があり、明確な目標があることが介護保険の対象者と違って一番大きな違いではないかと感じております。

プランニングするには、詳細な聞き取りが必要になり、サービスの調整はもちろん、福祉サービス以外の調整も必要になります。

作成者が障がい者を的確にプランニングできるようになるためには、多くの知識と経験、他機関と密な連携ができる関係性の構築、調整に多くの時間が必要となります。

地域移行・地域定着の支援サービスでは、制度として利用実績は、25年度はございませんでした。

しかし、制度利用に当てはまらない地域移行や地域定着の支援は、当該実績率の5,331件に複数含まれており、特に独居で頼る身がなく、計画全体のコーディネートができない方への支援は多くあります。

残りの実績数に関する報告は、お手元にあります資料の下の方になっておりまして、この後もお手元の資料を見てもらうことにはなりますが、2枚目の表のページをごらんいただければと思います。

全体の相談内容の傾向及び課題の前半は、少し割愛させていただきまして、後半を見ていただきたいと思います。

相談の中で地域の課題として感じられたことは、サービス内容や障がい特性によっては、ヘルパーなどの支援者の確保が難しく、利用したい曜日や時間帯を指定すると、満足のいくサービス量を利用できない現状があります。

居宅系サービスを提供する事業所が少ないということはありませんが、実施している事業所は、障がいを主とした事業所が少なく、介護保険と併設している事業所がほとんどとなっております。

そのため、一番利用頻度が高い時間帯などは、介護保険サービスが優先となってしま

場合があり、ヘルパーの確保に調整が必要となっております。

それ以上にヘルパーの確保が困難なケースとして、行動援護や重度訪問介護など、障がい独自のサービスになります。

これらのサービスは、提供している事業所自体が少なく、対応できるヘルパーに限られるなどの理由から、ヘルパーを確保することが難しい状況となっております。

後は、次のほうへ移っていただきたいと思うのですが、知的障がい者からの相談傾向として、ちょっとこちらも前半の部分を割愛させていただいて、後半を見ていただきたいと思います。

本人から相談に来所したケースではなく、関係機関の紹介で仕方なしに当センターに来所したケースの傾向として、障がい者の単身世帯や家族全員が障がい者の世帯で、生活が破綻している状況や近隣から苦情が出るなど問題が発生している場合でも、福祉サービスの利用は拒まれるケースが複数ありました。

支援したケースの中には、世帯として生活保護費を受給して金銭的に困窮していないため、現状維持を希望されており、破綻している生活状況を改善する支援が実施できないケースも複数ありました。

これらのケースの場合、保護課との連携によりサービスを導入できたケースもありますが、生活状況を改善するなど、問題や課題に対する支援を行う以前に、サービスを定期的に利用していくことが目標になっており、当センターによる定期的な訪問を行い、継続して生活改善の提案を行っています。

続きまして、身体障がい者からの相談傾向として、これも前半は割愛させていただきます。

日中活動の場の相談傾向として、軽度の方は多くは一般就労されていたり、就労移行支援サービスを利用されているということがあります。

重度の身体障がい者の活動の場は、門真市保健福祉センターにある障がい者福祉センターがあります。

しかし、その間となる中度の身体障がい者の日中に活動できる場所が門真市には、ありません。

相談の中で、直接活動できる場所を求めてくることは少ないですが、中度の身体障がい者のニーズをまとめて総括すると、仲間と一緒に活動する場、自分が必要とされる場所を求めている傾向にあります。

しかし、門真市に限らず、他市でも上記のような取組をされている事業所が少なく、あったとしても遠方で交通費や移動手段、準備などの問題が発生し、利用に至っておりません。

そのため、日中を自宅の中で過ごしており、生活リズムが取れず、限られた方と接する環境で生活されている方が多くおられます。

実際に、当センターから日中活動の提案を行い、重度の身体障がい者を主たる対象にしている施設利用の体験に至ったケースも複数ありました。

しかし、求めているニーズが介護や支援ではなく、仲間や居場所であり、施設では見付けることができず、ほとんどが利用継続には至りませんでした。

続きまして、現状分析になるかと思うのですが、その他の傾向として、真ん中のところから読ませていただきたいと思います。

虐待についてなのですが、平成24年10月より実施している虐待の相談窓口です。

平成24年度は半期のみだったため、平成25年度が1年間通じて初めての実施となっております。

平成25年度中の当センターが虐待の疑いがあると判断し、虐待シートを当センターから市へ提出したケースが5件ありました。

5件とも親族による虐待でした。

虐待の種類は身体的虐待が4件、経済的虐待が1件となっております。

これらは周囲の人間が発見しやすいのが身体的虐待となっているため、発見される件数は、身体的虐待が多くなっております。

しかし、これらは氷山の一角になっており、表面に出てきていない虐待の種類や件数は、多くあると考えております。

実際にこの5件のケースの中でも、その後の支援の中でネグレクトなどの虐待が多種類行われているのが発覚しております。

続きまして、相談傾向などから見える門真市における地域課題ですが、こちら①から④については先ほどの相談者からの相談傾向とかぶる部分も出てくるのですが、⑤番だけちょっと取り上げさせていただきたいと思っております。

日常生活用具の給付金の中で、給付されている金額と実際の商品購入金額がかけ離れている用具が一部見られるということが挙げられております。

続きまして、書かれている内容等は、またご覧いただきたいと思っております。以上で、相談支援センタージェイ・エスからの報告の方を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

あ ん： 続きまして、障がい者相談支援事業所あんの実施状況を報告させていただきます。

資料番号2をご覧ください。

あんの方は、主に精神障がいの方を対象とした相談支援をさせていただいております。

職員は管理者1名、専任1名、兼務1名ということで、3名おりますが、実質1.5人の人員で運営となります。

内訳ですけれども、個別支援、年齢別では15歳以上からを対象にしておりますので、18歳から39歳が50名、40歳から64歳が77名、65歳以上が2名と、あと不明で分からないという方が47名いらっしゃいます。

男女別では男性77名、女性90名、不明9名ということで、実人数は176名となっております。

支援方法別では、訪問198件、以下、ある通りですけれども、まず関係機関からのご相談、連携、あるいはご本人、ご家族を含めた電話相談というところからなどということで延べとして1,816件で、以下、内容によって分けておりますが、重複しての相談というのがありますので、2,010件ということで、多少数字が異なっております。

次に行かしていただきまして、相談経由、ここからはどこからのご相談かということでありますけれども、これはかなりありまして行政からということで、計画相談が本格的に始まりまして、市役所のほうから情報提供あるいはご紹介いただいて関わるということが多かったの、増えているのかなというふうに思います。

指定特定相談支援事業ということで、今年度3月までにとということで、まとめた訳ですけれども、ここで計画相談を全ての障がい者、障がい福祉サービスを利用している方に付けるということで、受けさせていただいております。

昨年度、計画相談を受けた方ではあんでは、54件ありました。

以下、障がい程度区分認定調査が31件、それと南部市民センターで週2回、参加させていただいております障がい者相談窓口では、67件の相談を実施させていただきました。

地域移行・地域定着支援ということで、これは精神の場合で見ますと、精神科の病院から地域に帰るといふ方への支援になる訳ですけれども、受けた方のケース数は、10ケースを超える支援を行っていますが、個別給付ということで、地域移行支援、地域定着支援というような個別的な対応はございませんでした。

地域相談支援マネジャーという包括的立場と言いますか、事情を踏まえた例えばアプローチに対応できるような地域の関わりをずっとするといった事業ですけれども、こういった形で繋がりあるいは相談ということで行って参りました。

会議・打合せ等の出席は以下のとおりで、いろいろな形で関わらせていただいております。

精神の場合はもともと門真市、守口市の圏域で動いてきた経過がありますので、守口市と合同でというものが幾つか、あるいは守口市から事業所、協議会から協力を受け入れていただいたものも含まれております。

全体を通しまして、これまでの傾向及び課題ということで、大きく4つ挙げさせていただきました。

1つ目が、計画相談の対象として関わるケースの増加ということで、件数としては約4倍で増えてきております。

54件実施しておりますが、ほぼ全て精神障がいの方です。

身体・知的障がいの重複はございますが、精神障がいしかないという方はいらっしゃいません。

26年度中に障がい福祉サービスを利用している人が対象ということで、今申し上げましたけれども、門真市と協議しながら計画作成を進めているということです。

順次進めているわけですけれども、計画相談の意義や必要性ということを理解していただくことから始めて、利用者の方に説明をしていくということで、時間と手間を掛けながらさせていただいているという状況になります。

これまで、利用者の障がい者の方は、特にこういった計画、計画作成をしなくて、事業所との契約、市役所へサービスの量の増加や支給量のことをご相談をしておりましたが、こういうふうになるといって、ご本人からしたら、かなり変わって分かりにくいという方もいらっしゃいますので、この確認も含めて、本人のために取組が必要なところをご説明しながら、理解をしていただきながら進めるということです。

このため、サービス提供事業所へ連絡を取ったり、事業所から相談、支援させていただいている方からご相談等があったりしておりますので、福祉サービスの利用等に関する支援という項目での相談が増えているということが考えられます。

2つ目に、訪問を中心にした支援ということで、訪問をして、障がい者の方へのお宅、あるいは、障がい者施設等へこちらが出向いて相談をするというふうな形のこともあります。

いろいろと要因はありますものの1つとして、やはり計画相談でヘルパーあるいは訪問看護等、これまで受けたサービスを導入する際に、必ず相談支援訪問員として同席をして繋ぐという役割が求められますので、できるだけ話をしていきましょう、相談をしていこうということで取り組んでおります。

3つ目に、関係機関との多職種連携の必要性ということで、相談支援におきまして困難ケース、特に精神では医療機関、入院、通院も含めて、やっぱり医療機関と行政、相談支援事業所と主などだけではなく、あるいは担当者だけではうまくいかない場合も非常に多いと感じております。

身体的な傷病が関係している高次脳機能障がいとか、認知症の方への対応、あるいは子どもを持つ障がい者への支援等、さまざまな問題が混在しておりますので、障がいに関係なく協力できるとか、あるいは精神科以外での医療機関との連携とかをしていくことが今後、より大きな課題というふうに思っております。

4つ目に、グループホーム、ケアホームなど、入所施設に関する相談の増加ということですけれども、支援内容の分類でその他ということで、意見させていただいておりますが、この中のほとんどが住居に関するものを分類しております。

入院中の方の退院後としてグループホーム、ケアホームを希望される方、あるいは家族と暮らしていらっしゃる方が、家族が高齢化して、後々面倒が見れなくなるということで、不安あるいはどこかないかというようなことでの相談というのがあります。

しかし、入所型の施設というのは、門真市あるいはこの京阪沿線、北河内地域でのエリアではありませんので、現在のサービスの流れもありますし、別に対応できる支援ということで、ヘルパーとかこういったものを利用しながら、一人立ちをするという方法ができるかどうか、これはどうしても施設での支援をした方がいい場合もありますけれども、いかにして対応していくかというところが問題ですので、今後としてはやはり確保ということが必要なというふうに思っております。

簡単ではありますが、以上で報告を終わります。

会 長： はい、ありがとうございました。

ただいま、ジェイ・エス、あんさんから報告がありました件に関しまして、何か委員の皆さんのご意見、ご質問はございますでしょうか。

A委員： 冒頭で、会長より国連の障がい者の権利条約を日本も批准したという話がありこの中で、障がい者の自主決定、あるいは障がい者の方の社会復帰への取組なんかはかなり書かれておるんですけども、先ほどの2つの事業所さんどちらの報告でも門真でサービスのメニューがないということが課題だというお話、1つ共通なのかなと思っております。

今回は、利用のサービス支援計画の作成が煩雑でそれぞれ仕事をしながらすぐ職員の労力の掛かる事務だと思いますし、作業の方も膨大だと思うんですけども、ただやっぱりその根本的なメニュー、そしてサービスの数とか種類がなければ、この利用計画そのものの時間を掛けてしまっても、ほぼ形骸化するのではないかなというところで、サービスの数の確保の問題というのは、もうこれからも何度か課題に挙がると思います。

それでも結局メニューがないから、相談支援の方なんかそういうメニューがこなせることが必要であるということも思っているけども、結局その意見にたどり着けないという実態があると思うんですけども、その辺なんかも、もし課題があればもう少しお伝えしていただきたいなというふうに思います。

会 長： 各事業所から説明をお願いいたします。

ジェイ・エス： 相談支援センタージェイ・エスですけども、ちょっと、当センターの所長の方からお話の方をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

E委員： そうですね。

サービスの利用計画作成の中でのサービス部分ですね。

課題だとなご指摘いただいた部分、重度訪問介護であったりとか、あと行動援護の部分というところもあると思いますが、ちょっと挙げさせてもらいたかったのは、重度の身体障がい者の居場所というところの部分ですね。

福祉サービスになるのかどうかというところ、そういう微妙なところだと思いますが、求めておられるのは介護であったりとか支援ではないんですよね。

自分が働ける場所なのか、居場所なのか、必要とされる場所というのを求めておられる方が非常に多くても、結局は、自宅の中で限られた空間で過ごされてるという方が多いですね。

もしもこここのケアの部分で、ケアワークとしてどこそこで月1回でも、これらの身体障がいの方を集めて、保健福祉センターを使わせていただいたりとか、介護センター

「もくもく」というところを使っていたいております。

その中で、居場所を見付けたくて来られる方もいらっしゃるかと思いますが、新たな社会資源としては、十分ではないし、回数も月1回ですし、それでは定期に行くことのない人はどうするんだとかいう話もありますし、それじゃ居場所をというところの部分を、こういう福祉サービスになるのか、それともサービス支援事業所の中で何か活動的なものができるのかというのは、今後の身体の部分での課題かなというふうには思います。

特に、知的、精神というのは相談支援事業所ができていたところがあるんですけども、身体は相談支援事業所でできるというのは平成19年になってるんですね。

そういったところではまだまだ、課題でもあると思うんですけど、不十分な部分がありますので、そういったところに力を入れてさせていただくとともに、かつそれをサービスと何らかの形に、就労継続支援B型であったり、生活介護であったり、そういったところと結び付けていければなというのが今後の課題だと感じております。

あ ん： 家族が精神の方を見ている中で、ホームヘルパー、どうしても入っていただける事業所というのが、いろいろ事業所さんも協力いただいて、少しずつは増えておりますが、やはり各事業所さん自体の数も限りもありますし、後、どうしても希望される時間帯とかが重なるので入れないとか、うまくいかないということで、結局限られているヘルパーさんの状況を把握して、その中でどうしてもこういった事業の形では提供できませんけれどもどうしようということで、障がい者の方に相談をして、支援プランを立てるということが幾つかあるのは、実態かもしれませんけれども、そういった実情もありますので、100%、ある程度、利用者の希望を中心にというふうには考えていますが、そのサービスの量という部分を考えながら、どうしてもやり取りをするということも否定はしません。

後、福祉じゃないですけど訪問看護、精神の方が体調の変化というのが多く存在していますので、これらの門真市内で事業所さんがなくてですね、枚方市とかで対応させていただいていますが、最近、門真市でも訪問看護というようなものも見られてきましたし、結構近隣の市からもたくさん増えられているので、少しずつですけども増えているかなと思います。

課題としましては、身体の方へのというふうなこともありましたけれども、精神と後、身体障がい、視覚障がいの方の支援ということで、視覚障がいを受け入れていただける精神の患者を受け入れてくれる施設、逆もなくですね今、もう最終的には介護保険のところでデイサービスで障がいがあるということで受け入れてくれる、日中活動の場ということでは、今、待機者はいるんですけども、そういった方への支援というと、やっぱりどうしても難しいなというところがありますので、それは各事業所さんの中で、どこまでできるかということも相談していくというところがとにかくやっていくしかないかなというふうには思っております。

会 長： よろしいでしょうか。

他、ございませんでしょうか。

K委員： 相談事業の方の課題と言いますか、そのサービスがないというところでは、計画相談を今回見させていただいたんですけども、本人の将来を本当に見据えて、親から自立できるものかとっても不安だろうと思います。

なぜかという、とても重度の子どもに関して地活のメニューであります宿泊体験だったりとか、全然自立に向けた見通しが持てないものになるからです。

それがないからということで、単に希望するようなものではない。

デイサービスがないからその時間でありまして、また行政としても移動支援を何時間に留めてくださいということではなくて、なかなか本人の支援の必要量がきっちり相談、計画に挙がってきていない部分が私は重要だと思います。

親が、保護者の視線で元気であるのと、なかなか相談に繋がっていないケースが多くて、親の多くが親が倒れて困難になるまでは、行政に言ってもまたかというような諦めの親も多くて、なかなか相談のところに駆け込まない、相談に行かないという現状が今まだ、門真市ではあると思います。

たまたま相談に行かれた方の課題が挙がってきていて、本当に生活に不安があって、親亡き後はどうするんだろう、私は病気になったらどうなるんだろう、子どもが病気になったらどうなるんだろうというような、本当に日々不安を感じた生活の数値がなかなかこの相談の課題には挙がってきていないのが現状になるということをお皆さんも知ってほしいなと思っていますし、本当に計画を立てるときには、2年後、3年後、もし、私たち親が亡くなった時には、本当にこの門真に暮らし続けるようなものがないならば、調達していくような地域協議会、協議をするような場を作ってほしいし、課題はここに書いてあるだけじゃなく、まだまだもっと多くのものがあると思っています。
以上です。

会 長： 何か回答を求めますか。

K委員： 求めたいところですけども。

会 長： サービス利用計画の作成が、今年度中に全ケースで何ケースぐらいあるんですかね。

事務局： 900ケースです。

会 長： 900ケース。
今、パーセントから言うと。

事務局： 34%ぐらい、30から40%ですね。

会 長： ちょっと頑張らないとね。
難しいかなど。
福祉計画でやっぱりその人の一人一人のニーズというのはそれを満たされていくということは一番大事だと思いますので、その基本的なところを頑張っていただきたいなというふうには思います。
よろしいですか。
他、ございませんでしょうか。

J委員： 相談内容が相談所でありましたけれども、今の報告の中で、相談内容の計画及び課題というところの下の部分の大体、やはりヘルパーの問題ですね。

それで、私もはっきりした根拠があって、あるいは理由があつていうんじゃないんですが、大体ヘルパー制度がスタートした当初というのは、これは、登録ヘルパーですね。行政が主体となってヘルパー制度、ヘルパーの登録を確かに行っていたと思うんです。

その当時は、ヘルパーの希望者というのが結構多かったと思います。

その後、利用時間の制限だとかあるいは利用の内容、長時間にわたってヘルパーを利用するに当たって、利用者にも非常に不満が多い。

それから、ヘルパーにも不満があるという、今、ヘルパー制度の取組を根本的に見直さないといけないところが出てきているみたいなんです。というふうなことです。

具体的に言いますと、長時間の場合は、何時間以上という時間制限がある訳じゃなくて、いわゆる私どもの団体でも多くの方がヘルパーを利用したくて、私どもの行事に参加されるんですが、その行事でバスなんかを当然利用します。

そうすると、バスで移動している間は行動とは違うというような制限を受けて、でもヘルパーは、全てしないとイケない訳です。

同じ時間をヘルパー業務に付きながら、いろいろ一緒にいたら、やっぱりヘルパーがずっとバスの中でも横に付いてくれるから安心して、その行事事業に参加をできるんですが、ヘルパーにしてみれば、時間中ずっとおるけれども、やっぱりその時間帯はいわゆる報酬は付きませんというようなことがあって、拘束をされておりながら、ヘルパーにしても、やっぱり不満が出てくると思うんです。

それで、一つ聞きたいのは、両事業所さんで本来ヘルパーを利用いただいている障がい者の方というのは、一杯おられるわけですが、ヘルパーが今非常に不足、ヘルパーが疲弊しているという実態だと思うんですが、そういう状態にヘルパーの実態がどうしても利用者に同時に比例して増やすことができないということについては、どういふふうにおられるのでしょうか。

利用者の多い点については、研究課題であり、対策を練ってもらわねばならない課題であると思いますが、ちょっとその点、相談を受けられる方にどういふふうにおられるのか、聞かせてください。

あ ん： 主観、個人的な意見になろうかと思いますが、確実にヘルパーが増えた状況で、お願いしても受けていただけないとかというのは、実感として感じておりません。

ただ、例えば時間で入れる時間ですとか曜日ですとか、そういったことでいろいろな方同士の、ヘルパーさんのスケジュールが難しいというふうなことをおっしゃられるという場合は、結構あります。

例えば、夕食前とか、土曜日とかもやはり希望が多いと入るのがなかなか難しいとかというふうな事例があったりですとか、そういったことの制約は、あるかなと思っています。

実際に、精神障がいの人を中心に支援していますので、ほかの障がいと比べるとヘルパーの利用というのは、立ち遅れているとか、やっと進んできた状況で、年々受けてくれるところが、少しずつ増えていてありがたいなというふうには思っているのが正直なところです。

どうしても縦割りが、これまで、やっていただいている事業所というのは、門真でも2、3箇所ぐらいなんですけれども、新規の事業所も増えてきているところもありますし、精神も大丈夫ですかと言ったら、大丈夫ですよとおっしゃっていただけるような事業所も増えてきているので、そういうところはありがたいので、後は、繋がりを大事にしながら、これからも希望する方は、障がいの方はできていると思うので、これからヘルパーさんとともに、精神の方の特性ですとか、困難な点ですとか、希望の特徴とか、そういうところを連絡を密に取りながらこれからも受け入れるようにしていきたいなというふうには思っているところです。

これは個人的なことですけれども。

E委員：　そうですね。

今、ヘルパーをご存じの方は、お分かりかと思うんですが、移動の部分バス、電車は、基本付けても大丈夫だと思うんですが、タクシーとかでも付けてもらうというところが入ってきて問題になっています。

あと、通院の方ですね。

通院の病院の中抜きというところの部分での問題を、介護保険法でも中抜きをされてるかと思うんですけども、近くの病院へ中抜きして、隠れてでも付いておかなければならない場合にはヘルパーさんも付いてきてもらってというところなんかの場合で、ある事業所では、実費、単価を下げてなんですけど、1時間ぐらい、何百円請求させてもらいますよというのを、掲げてる事業所もあるほど、本人さんにも中抜きという部分での課題でもありますし、事業所の方は中抜きする、かといってヘルパーさんにしてももらわなきゃいけない、単価の問題も発生しているというのをお聞きしたこともあります。

2時間、長い病院とかでしたら、2時間、3時間とかいう、その時間、実際にヘルパーの給料の金額を付けるのかということそれは強制的に税金での兼ね合いを考えると難しいところも発生する、ここをいつも考えると、この間というのはなかなか外せないのかなと。

金額的に税金のことが難しいのであれば、その間を、ヘルパーさんを確保できる金額を支給するとか、そういったところの部分が行政サイド、国サイドの方で考えてもらえれば、その中抜きの問題というのも解決していきけるのではないかなという、これは一個人として相談の中で考えたりもするんですけども、ジェイ・エスとしても考えているので、なかなかその中抜きの問題というところの部分で、事業所も対応できない、行政も対応できない、事業所も迷惑、迷惑と言ってはいけないですけど、使いにくいという事情があるのかなと思います。

実際、家事援助、移動支援、通院というのは、介護保険の事業所さんも対応しておられますので、時間的にゴールデンタイムと言われる4時とか、食事であったらお迎えがあったりとか、そういう時間帯であるとか、土曜日等の利用というところの部分で、使いたいけど使えないというのが一部見られるのかなというの理解はします。

ここにも書いてもらってます行動援護の利用の部分でのそのサービスの難しさ、行動援護の場合では、研修が必要になってきます。

さらに実務経験年数というのにも必要になってまして、ある一定の経験を要した職員でないと、研修でその資格を取れない。

でも、もうそれだけの年数を抱えている正規の職員であれば、大分、性質上、もう固定化がされているシフトもある中で、実際研修があったとしても、研修に参加できない問題があったりとか、研修というのにも年に数回しかない中で、単価は、非常に低いので、事業所としても参入したいけど、参入できるヘルパーを確保できないというので、行動援護というのは進んでいないのかなという気がします。

重度訪問介護に関しましては、こちらは、単価の部分かなと思いますね。

普通の通院であったり、家事援助であったりとか、トータル全ての部分を重度訪問介護で補うというような形であります。

1時間当たりの単価というのは、ほかの事業よりも安くなっているというところもありまして、その分、見守りをしてきた部分もサービスに付け加えられるというような趣旨で多分展開されてはるんですけども、やっぱり大筋の流れと見比べて単価、他の事業でやっているところも含め、事業所としても参入しにくいというところがあって、この相談支援所で何とかこの時間帯でお願いできませんかねという話をしたとしても、事業所も二の足を踏んでサービスの供給ができないというところは見られるなと思いますけれどもね。

多分、こういう部分、行動援護と通院のところの部分でいろいろ調整に時間が掛かるのかなというのはあると思います。

前回もそのような解決の部分で問題が挙がっていたかと思います。

会 長： はい、どうもありがとうございました。

J委員： 介護事業所が非常に苦しんでいる。

ですから、中抜けの問題ですけれども、このことに限らずですけども、ヘルパー移動にちょっと距離は離れているけれども自転車使うので、自転車を取りに帰ってこないといけない、以上のことが出てくると、ヘルパーさんのいわゆる年齢的な制約も必然的に出てくると思うんですね。

ですから、このヘルパー制度というのは、スタートした後、大変に利用者、いわゆる障がい者にも利用を喜ばれた制度ですけれども、これからやっぱり財政難を理由に、これは行政が大いに反省する必要があると思うんですが、財政難を理由にするのは大変なことで、全てそういった、最初の不足したときは、喜ばれるるんだけれども、後は、財政が不足することによって、欠陥制度になってしまうという心配もあります。

ですから、行政は、もっともっとヘルパー制度の実態を把握し、今後の対策をやっぱり考えていかなければならないということを、ここで申し上げておきたいと思います。

会 長： 他、ございませんでしょうか。

C委員： 記憶が間違いなのかも分かりませんが、先の中抜きに関連するかどうか、プールの介助と言うんですかね。

プールのヘルパーさんをお願いしたいんですが。

交通で送り迎えが要る、プールに入ることができないということ、これは今でもそういうことでしょうか。

今入っていただいていますか。

それは、前に断られたことがあるから、本当にニーズとして求められているのは、そこということが当事者のお母さんから何回も聞かされてましたので、ちょっと質問させていただきました。

ですけど、今の話でしたらね、もう課題が増えるばかりで、相談事業が増えることが多くて、最終的にはスタッフさんが大変になると思うんですけど。

それは、やっぱり行政さんに相談させていただくことなんでしょうか。

そのへんから勉強させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

会 長： はい、ありがとうございました。

ほか、ございませんでしょうか。

ないようですので、議題3、障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組について事務局の説明をお願いします。

事務局： 資料番号3をご覧ください。

障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組についてご説明します。

障害者優先調達推進法につきましては、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障がい者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを目

的として、昨年4月1日に施行されました。

平成25年度の調達実績につきましては、庁内4課から物品の発注を障がい者就労施設等へ行いました。

詳細につきましては、別紙、平成25年度調達額実績表をご覧ください。

保険年金課でチラシ、環境対策課でバッグ、障がい福祉課及び地域活動課でティッシュの発注を行いました。

実績額の合計は、198,780円となっております。

なお、障害者優先調達推進法第6条において障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することが義務付けられておりますことから、平成26年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を平成26年5月30日に策定しました。

詳細につきましては、別紙、平成26年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針についてをご覧ください。

26年度の調達目標につきましては、平成26年度の方針において、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、調達実績額が前年度実績を上回るよう、着実に取り組むものと定めておりますことから、物品は500,000円、役務は100,000円と設定いたしました。

なお、平成25年度の実績及び平成26年度の方針につきましては、平成26年6月2日より市ホームページにて公表を行っております。

今年度の物品につきましては、現時点で障がい福祉課、地域活動課のティッシュ並びに法務監察課にて単価契約している輪ゴム及びゴミ袋の発注が予定されております。

また、庁内以外に門真市社会福祉協議会が平成26年度、設立50周年に当たりまして、参加記念品等の発注が見込まれております。

今後も、平成26年度の調達目標の達成に向けて、障がい者就労施設等と一層連携を密にしながら、全庁的に取り組んでいきます。障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組については、以上であります。

会 長： ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等ございませんか。

J委員： 就労施設、施設の方が決定する金額の方で、印刷物というのがありますね。

これ、事業所そのもので印刷してくれる事業所というのはあるんですか。

というのは、役所は結構印刷物というのが多いんじゃないかと思うんです。

前回、取組をいろいろと聞きましたが、現実には限られた課だけで。

ですから、果たして全課で、このいわゆるこのシステムそのものが伝わっているのかどうか、理解されているのかどうか。

非常に疑問なことなんでしょうけども、結構多いと思ってね。

だからそれは、20万弱という実績、去年の。

これからの時期50万、60万という約3年の計画が目標が定められてはおるんですけども、本当に全課でこういうことを会議で協議をされて、だったらもっと出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけどね。

そこら辺、ちょっと聞かせてください。

事務局： 物品調達の方につきましては、25年4月に施行されることと、前年24年度から庁内の関係部署と会議等を重ねまして、どのような形でこれをやっていったらいいだろうかというのを、庁内の取りまとめである企画課と、後、庁内の契約を担当している法務監察課

というところと協議しまして、この中で調整していく中で、アンケート調査を行う、全庁的に全ての課に何か物品はないかというアンケート調査をさせていただいています。

ですので、この課題、知らないということはないかなとは思いますが。

ただ、チラシで分かったんですけども、正直、このチラシで、ほとんどが自分の課で作成するというのが結構やっぱり主流になっていたりしまして、このチラシにつきましては、自分のところで作成するよりは、ちょっと業者に作ってもらった方がいいだろうということで、それで庁内の資料を作っていたという経緯があるんですけども。

正直、庁内からこんなものを就労施設等にどうかというような問合せがあるんです。

ただ、それを就労施設等にこんなものを作れますかという投げかけをさせていただいたときに、逆にちょっとこういう技術がなくてできないという意見をいただいたりしてまして、そこら辺は今、実績としてはちょっと少ないですけども、こういう形の実績になっております。

J委員： 目標を達成されるという認識はあるということで。

事務局： あります。

会長： はい、どうぞ。

K委員： 何度も昨年にもお願いしたと思うんですけども、ティッシュとか単発事業で日常的に毎日毎日できるような、そういう作業があればいいなと思っていて、公共機関の清掃とか、物品とかではなくて、障がい者が日常的に毎日できるような作業を提供していただくことの方が継続できるし、お給料も継続的にこのあった時だけお給料がたくさんいただけるということじゃなくて、毎月お給料がたくさんあげられるというようになるので、公共機関、この行政さんの中の清掃であるとか、その行政の中でぜひそういう役務のところ、もう少し頑張ってくださいようなことをお願いしていきたいなと思っています。

よろしく申し上げます。

E委員： これ、お仕事をどのようにこのオールケアさんであったり、グレース工房さんというような決定をされたのでしょうか。

事務局： 決定までの流れでしょうか。

E委員： そうです。

先ほども断られるというケースもあるのかなとおっしゃってましたので、どのような流れなのかなと思って。

事務局： 今の流れでいいますと、アンケート調査を事前にやって、その物品について集約しまして、それを障がい福祉を考える会の方の会議の中でこういうものが作れないかというのを投げ掛けさせていただいて、後は、もう事業所さんの方でこの事業所さんがこれだったら作れるとかを、事業所さんの方にお任せしているんです。

事業所さんの中で、A事業所さん、B事業所さん、多数の事業所さんが作れるということで、見積りをそれぞれ出していただいて、最終的にはその事業所さんの中で安いところになるというのは、市の今まで契約の流れを考える中で、そういうふうな流れになるんですけども、ただそれが25年度はそういう形でやったんですけども、結局その事

業所さん同士でちょっとでも安い金額で落とそうと思って余計に障がい者の工賃アップを目的としているのに、潰し合いみたいな形にちょっとなってしまったりしてます。

そのため、それはよくないという話になりまして、今年度につきましては、事業所さんの中で手を挙げる事業所さんがみんな集まられたときに事業所さんで、お互いに例えば折半してやり合うとか、あとはそれを調整してとかそういう形に今なってますね。

契約の方も問題は、ないということで、こういう障害者優先調達推進法に基づいて発注という形で今、なってます。

E委員： 今、東野委員さんがおっしゃられたように、単発的なものというのは、既にあつたりとか、出したりですとか、逆に繁忙期であればできなかつたりというところもあると思うので、こういった清掃であつたり、ガーデニングであつたり、門真市でしている中の1つでは、民間レベルで個人のご自宅の、結構大きな施設のご自宅のところの周り担当をされていて、確か週に何回か出向いて、自分たちでガーデニングをしてという形のもので担当いただいている部分もありますので、市内でそういうふうなところの部分での、ただ、シルバーさんが行っているという話も聞いたことがあるので、それからまたそれが障がい施策の方に反映されれば、活動としてはすごい、やっぱり個々で活動するより、非常に障がいがある方にとってはプラスの面も多いだろうと思いますし、検討していただけたらと思うので、よろしくをお願いします。

会 長： 他、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次の議題に入っていきたいと思います。

議題4及び5、門真市第2次障がい者計画の中間見直し及び第4期障がい福祉計画の策定について一括して説明をお願いいたします。

事務局： 資料番号4をご覧ください。

門真市第2次障がい者計画の中間見直し及び第4期障がい福祉計画の策定についてご説明します。

まず、障がい者計画につきましては、障害者基本法第11条第3項に基づく、市町村障がい者計画として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置付けられています。

平成10年3月に策定した門真市障がい者計画は、「ノーマライゼーション」の理念と「リハビリテーション」の確立を基本としており、平成20年3月に策定した第2次障がい者計画は、上記2つの考え方を踏襲した上で、障がいのある人が障がいを理由として差別されない、権利を侵害されない社会、又、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会、すなわち障がいのある人の「完全参加と平等」の実現を目指していました。

なお、第2次障がい者計画については、平成29年度までの10年間を計画期間とするため、中間年度に計画の見直しを実施することとなっており、今年度に中間見直しを実施します。また、障がい福祉計画については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律いわゆる障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として位置付けられています。

現在、平成24年3月に策定された第3期障がい福祉計画を実施中であり、今年度までの3年間を計画期間としており、今年度に第4期障がい福祉計画の策定を実施します。

なお、第2次障がい者計画の中間見直し及び第4期障がい福祉計画の策定については、第2次障がい者計画、第3期障がい福祉計画との整合性を図りつつ、実施します。計画

の説明については以上でございます。

ここで、委員の皆様にご提案いたしたいことがございます。

先ほど、説明いたしましたとおり第2次障がい者計画については、平成29年度まで10年間に計画期間とするため、中間年度に計画見直しを実施することとなっております。今年度に見直しを実施いたしますが、第3次障がい者計画の策定期間である平成29年度まであと3年と迫っております。したがって、今年度の見直しにより策定する計画を第3次障がい者計画とし、計画期間につきましては、障がい福祉計画期間との関係性から、平成27年度から平成32年度までの6年間といたしましてよろしいでしょうか。

なお、この提案につきましては、6月25日に開催いたしました市庁内の課長等が委員となっております。第1回門真市障がい者計画策定推進委員会にて了承をいただいております。

会 長： 事務局からのご説明についてご質問、ご意見等ございませんか。

後段の方で事務局の方からご提案がありましたようで、今年度見直しなんですけれども、障がい者計画の方が10年間のスパンの計画の見直しということで、この障がい福祉計画は、3年ごとの見直しがあるんですけれども、それと合わせたいということで、来年度から始まる第4期と第5期ですね、3年、3年。

その6年と障がい者計画をだぶらせてということで、計画期間について平成27年度、来年度から平成32年度までの6年間としていきたいということで、これは既にもう庁内の委員会では承認されたということですので、ここでも承認いただきたいということですが、よろしいでしょうか。

異議ございませんでしょうか。

そうしましたら、異議がないようですので、事務局の提案どおりに6年間の計画に変更いたしたいと思います。

続きまして、門真市障がい者計画と障がい福祉計画の策定に向けて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 資料番号5をご覧ください。

1、国の障がい者に関する法律や施策等の動向についてでございます。

障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、障がい者計画及び第4期障がい福祉計画の策定におきましては、以下の①から④までの法改正等がその計画内容に大きく影響してきます。

具体的な法改正等につきましては、まず、1点目の①障害者総合支援法の施行についてでございますが、障がい者施策の大きな転換点となりました「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「障害者総合支援法」が施行されました。

また、「障害者総合支援法」の施行に伴いまして、障がい児のサービスにつきましては、児童福祉法に変更になり、「障害者総合支援法」の施行に先立つ、いわゆる「整備法」により、障がい児への支援も強化されました。

これまでに、共生社会という言葉をよく聞かれていると思いますが、これまでは、障がい者の社会参加と完全平等ということが言われてきており、共生社会という言葉がキーワードになってきております。

その共生社会への実現のために、この「障害者総合支援法」におきましても基本理念としまして社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去ということが明記されております。

次に2点目の②障害者基本法の一部改正についてでございますが、「障害者基本法の

一部を改正する法律」が平成23年8月に公布されました。

なお、障がい者計画は、この障害者基本法の中で規定されております。

また、その法律の中で全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

障がい者の定義につきましては、それまで身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者でありましたが、身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいうものとなりました。

次に3点目の③障害者差別解消法の成立についてでございますが、国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定され、障がい者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加での社会的障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられました。

なお、施行は一部の附則を除き、平成28年4月1日となっております。

大阪府のホームページにて障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮というところで、どのようなところに配慮したら良いか、事業者や当事者等に意見の募集を掛けた結果が集約されたものが載っておりますので、お時間がございます時に、委員の皆様にもご覧いただければと思っております。

次に4点目の④第3次障害者基本計画の策定についてでございますが、「障害者基本法」に基づく計画としまして、国における障がい者施策の基本的なあり方を示す「第3次障害者基本計画」が平成25年9月に策定されました。

この計画は平成25年度から平成29年度までの、おおむね5年間を計画期間としております。

また、この計画の内容につきましては、基本原則として、「(1) 地域社会における共生等」「(2) 差別の禁止」「(3) 国際的協調」の3点が新たに記載されるとともに、分野別施策の基本的な方向について、第2次計画の8項目から第3次計画は10項目に変わっております。

なお、単純に2項目が増えたということではなく、項目の中身が違う分野に移ったり、枝分かれしているような状況になっております。

10項目をさらに細かく分類したものが、2ページの真ん中の第3次障害者基本計画の分野別施策の基本的方向というタイトルから下に記載しております。門真市の現行計画である第2次障がい者計画では、70ページに該当します。

黒い星印が付いておりますのは、今回新たに設定している項目及び分野を変更した項目となっております。

まず、第2次計画の1、啓発・広報の項目はなくなりまして、第3次計画では、1、生活支援、8、差別の解消及び権利擁護の推進の項目に入っております。

1、生活支援につきましては、(1)相談支援体制の構築、(2)在宅サービス等の充実、(3)障がい児支援の充実、(7)障がい福祉サービス等の段階的な検討という項目が入っております。

次に、2、保健・医療につきましては、第2次計画と大きく変わるところはありませんが、平成25年度から障がい福祉サービスの対象に難病が入ったことに伴いまして、(5)難病に関する施策の推進という項目が入っております。

3、教育・文化芸術活動、スポーツ等につきましては、第2次計画の4、教育・育成、2、生活支援の項目に入っていたものが分かれる形となっております。

この中で少し、聞き慣れない言葉として、(1)のインクルーシブ教育システムの構築というものがございます。

これは、障がいのある児童、障がいのない児童、ともに学ぶ仕組みを作っていこうということで、障がいのある人が自分の能力等を最大限度まで発達させることができる仕組みを作っていこうということでございます。

次に、(2)教育環境の整備、(3)高等教育における支援の推進、文化芸術活動・スポーツ等の振興は、第2次計画の4、教育・育成の項目から移ってきたものでございます。

次に4、雇用・就業、経済的自立の支援につきましては、(3)障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保、(4)福祉的就労の底上げ、(5)経済的自立の支援という項目が入っております。

これまで、障がい福祉計画でも障がい者の就労支援ということで、目標を立てながら計画も作ってきましたが、どちらかといいますと、福祉的就労という言葉が主語になっていたようなところがございました。

また、それを必要とする障がい者自体が多いという現状になってきたことから、福祉的就労の底上げという項目が入っております。

次に5、生活環境につきましては、(4)障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進という項目が新しく入っております。

次に6、情報アクセシビリティにつきましては、第2次計画で7、情報・コミュニケーションという項目がありましたが、情報アクセシビリティは、情報を容易に使えるような機能や仕組みを向上させていくことによって、意思疎通支援の充実を図るということで、新しい項目として入っております。

次に7、安全・安心につきましては、(4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済ということで、本市におきましても、消費者に関する障がい者のトラブルも多いという状況の中で、新しい項目として入っております。

次に8、差別の解消及び権利擁護の推進につきましては、第2次計画では、1、啓発・広報の項目の中に一部ありましたが、第3次計画では、独立して新たな項目として設けられております。

次に9、行政サービス等における配慮につきましても、新たに設けられた項目でございます。

内容は(1)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等、(2)選挙等における配慮等、(3)司法手続等における配慮等、(4)国家資格に関する配慮等という4つの項目が入っております。

次に10、国際協力につきましては、第2次計画にもあった項目でございます。

以上、この10項目で第3次の基本計画は成り立っております。

これらの設定項目を踏まえ、本市の第3次障がい者計画を策定してまいります。

ここからは、主に障がい福祉計画に関することとなります。

第4期障がい福祉計画に関して、障害者総合支援法では「障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情」を正確に把握した上でこれらの事情を勘案し、計画を策定するよう求めています。

また、これを受けまして、国は平成26年3月に「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」を示しました。

しかしながら、実態調査に関する内容につきましては、調査実施上のポイントや調査票のひな型、全国の自治体における調査事例等の記載にとどまり、詳細な実施内容については市町村の判断に委ねられております。

本市におきましては、障がい者計画の見直しのためのアンケート調査を昨年度実施し

ておりますので、改めて今回の障がい福祉計画に関しての調査は、予定しておりません。

第4期障がい福祉計画の策定に当たりましては、このような動向とともに、国の基本指針や障害保健福祉関係主管課長会議資料などから、計画の策定に当たって想定される課題、留意点などを概括すると次のまる1から5のような内容が考えられます。

①相談支援体制の更なる充実についてでございますが、サービス等利用計画の作成につきまして、平成26年度中に利用者全員の作成が求められているところではありますが、市町村の多くは重度障がいのある人など必要な人につきましては作成が進んでいる一方で、相談支援スタッフの確保が難しく、全員の作成までには及んでいないのが実状だと思われれます。

第4期計画では、計画相談支援や地域移行支援、地域定着支援等、施設から地域へ移行していく人たちにどのようなサービスを提供していけばいいのか、実施体制の充実が引き続き求められております。

次に、②地域移行の促進と地域生活支援拠点の整備についてでございます。

第4期計画の成果目標としまして、「福祉施設から地域生活への移行促進」「精神科病院から地域生活への移行促進」が引き続き掲げられます。

これは、第1期障がい福祉計画から引き続き重点的な取組が必要ということで別立てで目標を設定している項目でございますが、内容につきましては、改められるところがございますが、これまでに掲げてきた目標よりハードルが高くなっているものと考えられます。

施設入所者や入院患者の地域移行を進めていく上で、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受皿づくりをより一層進めていくことが必要となってきます。

また、今回、新たに「地域生活支援拠点等の整備」が成果目標として加えられましたが、どのような支援機能を組み合わせた拠点とするか、事業主体や運営イメージも含めて具体的に検討を重ねていくことが必要となります。

③就労支援体制の強化についてでございますが、これまでも障がい者の就労促進が言われておりますが、第4期計画の成果目標である「福祉施設から一般就労への移行促進」につきましては、就労移行支援事業の利用者の増加、利用者の就労移行率を目標として設定することになりました。

これに対しまして、日中活動系事業所への利用意向が生活支援と就労継続支援（B型）に集中する現状にある中で、施設利用者や施設を利用する前の段階の本人と家族に、いかに一般就労への動機付けを図っていくかが課題となります。

また、一般就労も含めて、障がいのある人の働く場の確保・拡大を進めていくとともに、就労支援体制の充実を図っていくことが望まれます。

④障がい児支援体制の充実についてでございますが、第3期障がい福祉計画の策定時におきましては、当時の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により障がい児を対象とするサービスが児童福祉法に基づくサービスへと位置付けが改められ、計画での記載は、市町村により様々な対応が見られました。

第4期計画の策定に向けた基本指針案では、児童福祉法に定めるサービス、障がい児相談支援の利用児童数を活動指標とする方向としており、障がい福祉計画で再び障がい児支援に関する内容を取り扱うこととなります。

今後、発育・発達に課題のある子どもの保護者からの相談ケースも増えていくものと思われれますが、庁内連携の基に障がい児支援体制について改めて充実・強化を図っていく必要があります。

次に、⑤PDCAサイクルの導入についてでございますが、障害者総合支援法では、障がい福祉計画に掲げた内容、指標等について定期的に調査・分析、評価を行い、必要があると認められるときは期間中であっても計画の変更等を行うこととなりました。

これに伴い、少なくとも年に1回は計画の進捗状況について整理・分析を行った上で、障がい者地域協議会等において計画変更の必要性について諮ることが求められるものと思われま。

国の障がい者に関する法律や施策等の動向につきましては、以上でございます。

会長： ここまでの事務局の説明に対して、委員の皆さんご質問、ご意見等ございませんか。引き続きまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 門真市の人口・障がい者数等の推移についてでございます。

①総人口・総世帯数の推移につきましては、国勢調査による人口は22年までとなっておりますが、年々、減少傾向を示しております。

また、25年につきましては、住民基本台帳に基づく人口でございますが、これにつきましても、年々減少傾向を示しております。

一方、世帯数は増加をしておりますので、1世帯当たりの平均人員は少なくなり、世帯縮小が起こっております。

②年齢3区分別人口につきましては、グラフを見ていただくと分かりますように、0歳から14歳の子供の人口は、25年の住民基本台帳に基づく人口では、減少しており、一方、65歳以上の高齢者の人口は、25年は、0歳から14歳の年少人口の倍以上になっている状況でございます。

高齢化率の推移のグラフを見ていただきますと、全国と大阪府の22年の国勢調査の結果によりますと、本市は22年より以前は、全国より、あるいは大阪府よりも下の水準で推移しておりましたが、22年にはほとんど同率になってきております。

今後は一層さらに団塊の世代が高齢者になってきますので、高齢化率は高くなっていくものと思われま。

ここからは、身体障がいのある人の状況になります。

①身体障がい者手帳所持者数につきましては、身体障がいのある方が高齢になることに伴いまして、内部障がい等、身体機能が衰える中で増加していると思われま。

65歳以上の高齢者は24年、26年の数値では、全体の68%、つまり、3分の2以上も占めております。

②障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数につきましては、重度率がある程度一定の数値で推移しておりましたが、わずかながら低下傾向を示している状況でございます。

③障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成につきましては、視覚障がいの方は7%、聴覚・平衡障がいの方が10%程度、音声・言語・そしゃく障がいの方は1.3%、肢体不自由の方が55%程度となっております。

内部障がいの方は、27%程度で、生活習慣病の中で起きてくることもありますので、今後もその様な方が少しでも増加しないような障がい者計画を作成していくことも必要であると考えております。

ここからは、知的障がいのある人の状況になります。①療育手帳所持者数につきましては、年々増加しております。

18歳未満の障がい児につきましても、300人を超えて推移をしている状況でございますが、一方、65歳以上の高齢者は、全体の4.5%に過ぎません。

②障がいの程度別療育手帳所持者数につきましては、重度率は、年々低下傾向にあります。

理由としましては、軽度の方が増加しているためと思われま。

4、重度心身障がいのある人の状況になります。

身体障がい者手帳の1、2級及び療育手帳のAを所持している重度の心身障がいのあ

る人の状況につきましては、18歳未満は、24年が47人であり、25年、26年と変化がない状況でございます。

18歳以上の障がいのある人につきましては、86人、88人、90人と2人ずつ増加している状況でございます。

5、精神障がいのある人の状況になります。

①精神障がい者保健福祉手帳所持者数につきましては、年々、増加しており、20年以降で見ますと、およそ年70人程度増加している状況でございます。

自立支援医療の対象者は、以前は、精神障がい者手帳自体を所持されている方は少数でしたが、この差が少しずつ近づいてきてまして、26年では、精神障がい者手帳所持者数の2.1倍ぐらいに縮まってきております。

②障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数につきましては、2級、3級の精神障がい者手帳を取得する方が増加していることに伴い、重度率は、低下傾向にあり、26年では10.6%となっております。

6、難病等の疾患のある人の状況になります。

25年度より、難病のある方も障がい福祉サービスの対象となっておりますが、難病のある方は、対象者を把握するのが非常に難しいところでございます。

守口保健所のデータによりますと、24年4月1日現在で821人、25年4月1日現在で852人、1年間で30人程度増加しております。

また、このうち手帳を所持されている方につきましては把握ができますが、手帳を所持されていない方もおられますので、今後この様な方のサービスをどのようにしていくか、相談支援をどのようにしていくかということが課題になってくると考えております。門真市の人口・障がい者数等の推移については以上でございます。

会 長： ここまでご説明をいただきましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

E委員： まだ、計画策定に向けてということなんで、療育手帳の所持者数等で、つまり大阪府であつたり全国の比率というのが載っていたかと思えます。

これは、又、実際計画が策定したときには出てくるのですか。

全国比とかそういうのは、あろうかと思うんですけども、前回のこの第3期のときには載せてまして、今回、療育とか精神とか大阪府との比較というのは載っていなかったの。

全国比較とかいうのは、すごい参考になってたので、分かりやすくよかったなと思ったので言わせてもらいました。

事務局： 基本的にこれからの策定になりますので、これから載せます。

会 長： 他、ございませんでしょうか。

そうしましたら、事務局の説明をお願いいたします

事務局： 門真市第3期障がい福祉計画の進捗状況についてでございます。

表の見方でございますが、表の左側が利用者数、右側が利用時間数となっております。

サービスによっては、右側が利用日数になる場合もございます。

利用者数につきましては、表の中で見込量と実績値がありまして、対見込率というのが見込量に対する実績の率になります。

これが100%を超えますと、見込量よりも実績値が多いということでございます。

①訪問系サービスの居宅介護の全体の利用者数につきましては、24年度は、127.4%

25年度は113.8%と100%を超えておりますが、全体の利用時間数につきましては、24年度が76.4%、25年度が69.7%と、知的障がいのある人以外は、利用時間数が低いことが分かります。

したがって、1人当たりの利用時間数が少なくなっているものと考えられます。

②重度訪問介護の利用者数につきましては、重度訪問介護の対象になる人が少ないため、見込量も少なくなっております。

利用者数につきましては、2倍以上増加しておりますが、利用時間数につきましては、100%を割っております。

なお、重度訪問介護の対象者につきましては、これまで重度の肢体不自由者であって常時介護を要する人となっておりますが、26年4月から、重度の知的障がいのある人及び重度の精神障がいのある人が対象に加わりました。

したがって、26年度の利用者数は更に増加することが予測されます。

③行動援護の利用者数につきましては、全体で100%となっております。

障がいのある児童は、見込量よりも多くなっております。

利用時間数につきましても、障がいのある児童は、100%を超えておりますが、精神障がいのある人の利用がなかった状況から全体の合計では100%を割っております。

④同行援護の利用者数につきましては、見込量を上回っておりますが、利用時間数につきましては、見込量を下回っております。

訪問系サービスにつきましては、全体的に、利用者数の伸びに比べ、利用時間数が少し低い水準になっていることが言えます。

ここからは、日中活動系サービスになります。

①生活介護の利用者数につきましては、身体障がいのある人が見込量を大きく下回り、利用日数につきましては、知的障がいのある人は見込量を上回っていますが、身体障がいのある人は見込量を大きく下回っております。

②自立訓練の利用者数につきましては、精神障がいのある人を除きますと、全体では増加しており、特に身体障がいのある人が大きく増加しております。

なお、身体障がいのある人の見込量は1人でしたが、利用者数につきましては、増加し、また、利用日数につきましても増加しております。

全体の合計としましても自立訓練につきましては、利用者数及び利用日数共に、100%を超えている状況でございます。

③就労移行支援の利用者数につきましては、25年度の身体障がいのある人の実績はありませんでしたが、知的及び精神障がいのある人では、大きく増加しております。

利用日数につきましても、精神障がいのある人は25年度で127.8%と100%を超えていますが、全体としては100%を割っております。25年度は、74%程度となっております。

④就労継続支援A型の利用者数につきましては、精神障がいのある人で大幅に見込量よりも実績値が高くなっており、全体の合計も100%を超えており、25年度は、250パーセントとなっております。

利用日数につきましても、精神障がいのある人が25年度は、226.7%となっております。

ただし、本市におきましては、A型の事業所がございませんので、近隣市の事業所を利用している状況であります。

⑤就労継続支援B型の利用者数につきましては、身体障がいのある人の25年度を除きますと、100%を超えております。

ただ、利用日数につきましては、ばらつきがありまして、身体障がいのある人の25年度は、58.4%と低い状況であり、精神障がいのある人も25年度は、74.6%となっており、全体でも100%を割っております。

⑥短期入所利用者数につきましては、施設の整備がされにくいという中で、知的障が

いのある人・障がいのある児童ともに増加しておりますが、利用日数につきましては、全体で100%を割っております。

ここからは、居住系サービスになり、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）ということになります。なお、第4期計画からはグループホーム、ケアホームというのを分けずに、全部グループホームという形になっていきます。

第3期計画の中のこのサービスの見込量を設定する際に、身体障がいのある人のグループホームが少なく、利用目標もなかなか設定できない中で、見込量も1人にする形で設定していましたが、24年度は8人となっております。

25年度の知的障がいのある人は、100%を超えており、精神障がいのある人についても24年度は100%を超えておりますが、25年度は少し低くなっております。

全体の合計につきましては、100%を超えております。

②施設入所支援の利用者数につきましては、全体では、24年度、25年度ともに見込量を上回っており、特に知的障がいのある人は100%を超えております。

国や大阪府の指針で地域への移行ということで、目標値を設定して施設から退所する方の人数を出す必要があるのですが、例えば特別支援学校に通学していた重度の心身障がいのある児童は、なかなか地域での生活が難しい場合があり、また、施設に入りたい希望を持ってられる方も多いという中で、施設入所を減らしていくことは、かなり難しいと考えております。

ここからは、相談支援になりまして、この第3期計画におきましては、計画相談支援や地域移行支援が新しい項目になります。

①計画相談支援の利用者数につきましては、新しい項目のため、手探りで見込量を設定しており、実績値と少し乖離があるのは仕方がないと考えておりますが、障がいのある児童は、見込量より実績値が少なかったため、大きく100%を割っております。

ただし、全体としては100%、それから25年度については300%に近い形で見込量を上回っております。

②地域移行支援につきましては、精神障がいのある人等で、病院から地域に移行する、あるいは入所施設から地域に移行する場合に、支援を行うサービスになり、知的障がいや精神障がいのある人の見込量を設定しましたが、100%を割っております。

③地域定着支援につきましては、地域移行した方が更に地域に定着するための支援を行うサービスになりますが、見込量が少ないこともありまして、ほぼ見込量通りとなっております。

地域支援生活支援事業ということで、それぞれの市町村が独自に提供するサービスとなっております。

①日常生活用具給付等事業につきましては、第3期計画におきましても、用具等の種類によりまして、見込量に対して実績値が低いものと高いものがありました。

ただし、100%を超えるのは自立生活支援用具ぐらいで、他は、おおむね見込量を下回っております。

②移動支援事業につきましては、利用希望も多く、利用者数及び利用時間数ともに大きな見込量を設定しております。

利用者数につきましては、知的障がいや精神障がいのある人、障がいのある児童は、見込量を上回っております。

ただし、利用時間につきましては、24年度の障がいのある児童を除いては見込量を下回っております。

ここからは、児童福祉法に基づくサービスになりまして、この第3期計画で新しく設定した項目となります。

①児童発達支援、医療型児童発達支援の利用者数につきましては、平成25年度100%に

なりましたが、利用日数では100%を割っております。

②放課後等デイサービスの利用者数につきましては、24年度、25年度ともに100%を大きく超えております。

利用日数につきましては、24年度は100%割っておりますでしたが、放課後等デイサービスを実施する事業所が増加した結果、25年度は125%を超えております。

③障がい児相談支援につきましては、24年度、25年度ともに、利用がありませんでした。門真市第3期障がい福祉計画の進捗状況につきましては、以上でございます。

なお、今後につきましては、ただいま説明させていただきました実績値及び26年度の上半期の実績値を踏まえ、27年度から29年度の見込量を算定して参ります。

会 長： ここまでの事務局の説明に対して、ご質問、ご意見等ございませんか。

K委員： 今のお話でいくと、サービスが数字で表されていて、達成できていないところを見たらいいという意味では、利用がしたくても、サービスがないからというような理由で数値が上がってきていないというような現状もあると思うので、数字だけを追いかけていくと、例えば、知的障がいの移動支援事業だったらすね、ニーズ的には100%を超えているけれども、利用時間数では100%いかないということの辺りでは、使いたかったけれども利用ができなかったとか、そういう実態があるということで、ニーズがないから100%を超えていないという理解をしっかりとしないといけないと、これで十分なんだという数字が上がってきているというふうに理解はできないと思っています。

障がい児相談のところもゼロというのも、相談事業所がないのかも知れないということで、ゼロなのかも知れないので、この事業のこの数字だけではなく、サービス事業所の数なども比較できるよう次回資料いただけるといいかなと思うので、この数字だけがある程度この計画を達成することではない。

会 長： ということで、供給体制が今どうなっているかというところで、今出たのは、ガイドヘルプの事業と障がい児の相談支援でゼロで推移していますけどこの辺りはどうですか。

事務局： そうですね。

今、数字の方だけで、K委員がおっしゃるようなご指摘を課題というところで捉え、改めてもう一度現状についての認識を考えたいと思います。

移動支援につきましては、利用者は伸びているんですけども、実際的に全体の数は、伸びていないというところもありますので、その点では、利用したい方はいらっしゃる。

その中で目標値までの利用時間にはなっていない、ましては事業所さんの数とか時間帯がかぶる時とか、やっぱりいろいろ改善して対応させていただきたいと思います。

障がい児への相談支援もありませんでしたということで報告いただいたんですが、現状、市内に障がい児の相談支援の事業所は、2箇所、今、大人の方、相談の方、重点的にやっていただいて、市の意向を踏まえてやっていただいているところですので、そこは門真市内での課題ではあります。

今後、大人の方への計画の体制が整い次第、子どもさんにも計画を作らせていただけるような相談、相談を受け入れることができる体制を進めていきたいと考えておりますので、そこは課題です。

会 長： よろしいでしょうか。

E委員： 多分すぐに出てくる数字ではないかと思うんですけども、行動援護の部分ですね。

知的、精神、児童の部分で聞ければと思います。

ページ数でいくと21ページですね。

相談傾向から見える門真市における地域課題で挙げさせてもらったところなんですが、行動援護の場合、点数で対象にはなる、ならない場合というのがはっきりするかと思うんですけども、実際、点数が行動援護の点数に達して、行動障がいがあるという方でも、実際にこの使い勝手のところで、ガイドという形で利用されてる方もいらっしゃると思うので、実際にこの行動援護の数字が点数で達成される方ってどれぐらいいらっしゃるのかなというのは、またすぐには出ないと思いますがそういうのとできれば具体的な事業者数であるとか、計画の部分で反映させていけるのかなと思いますので。

それで、もしかなりの数があるよというのであれば、もしかしたら事業所さんもこの事業でも採算とれる、参入というような動きにもなるかも知れませんが、そういうような動きがあればなというふうに思います。

事務局： 行動援護の対象であるかなということで移動支援でしか体制が取れていないため、事業所が不足しているために、移動支援で提供している方っていうのは、実際のところ、それほど多くはない状況です。

ただ、数として、何人というのは、はっきり把握しておかないといけないかと思います。

というのは今、現状の確認をする中で、市から行動援護の事業所を増やすために、行動援護の指定を取って下さいというふうな形で、お願いしていきなり、又職員さんを増やして下さいというふうな形でお願いしておりますので、その中で事業所は増加したというふうには考えております。

事業所を増やすために、移動支援で決定していた事業者様に、行動援護をやっていたとていう形で、切り替えも行っている状況ですので、今後も継続して適切なサービス提供できるような形を進めていきたいと考えております。

会 長： 他、ございませんでしょうか。

J委員： 先ほどK委員さんが質問されたようなこと、内容的には同じことです。

ただ、34ページの移動支援事業のところの身体障がい者、障がいのある人のところで、これ、時間の問題が大変毎年、時間は見込み量が伸びて、これ26年度も伸びるでしょう。

ただ、実績の時間が、これだけの見込量を立てておるけれども、実績が50%もいってないということについて、原因が何かということは、私は個人的には先ほども触れましたけれども、ヘルパーの問題、これがやっぱり大きく起因しているんじゃないかなというふうに思うんですけども、行政サイドとしてどういうふう感じておられますか。

事務局： 移動支援事業の方で、そうですね、数字的50%に満たないという状況をもう少しニーズを図らないといけないと思いますが、受給者証の発行手続をさせていただく中で、相談を受ける中で、事業所が少なくて困っていますということを直接お伺いする機会には、申し訳ないですけども、今、聞けていない状況ですので、仕方がないこととして思っているのかもしれないですけども、その点は、昨年度、アンケートをとっておりますので、その辺をご意見のほうを踏まえて、もっと確認をさせていただきたいと思っております。

J委員： 厳しいか分かりませんが、この現状、実態が行政にとって喜ばしいことであるというふうな理解をしたらいいんですか。あるべき姿なのかという。

事務局： 計画は、達成すべき目標としての計画ということで、それに満たないということにつきましては、その辺を探ってなるべくそれに近い数字に利用者の方のニーズに合った提供ができるような体制づくりでの考え方にして。決して好ましい数字ということでは考えておりません。

J委員： それは、ヘルパーの問題が解決すれば、もっと上がります。考えてもらいたいですね。

K委員： ヘルパーの問題だけでなく、利用時間に制限がかかっているという実情がありますよね。そここのところの見直しをしっかりと、一人一人のニーズに対応して、これだけのまだ目標数値が残っているのであれば、本当に必要な人に30時間という制限をかけていることに関して、行政としてどう感じておられるのか、ぜひお聞きしたいと思います。

事務局： あくまでも目安としてお話をさせていただいているところです。

ただ、それ以上にやはり生活上使われる必要がある場合につきましては、個々の現状に応じて相談させていただいているところです。

今後の時間の考え方につきましては、やっぱりできないのではなくて、庁内できちっとできる体制を作るかどうかということにつきましても、検討が必要だと思いますので、その辺は計画を策定するに当たり、もう一度考え方をもっと確認していきたいと思いません。

会長： よろしいでしょうか。

E委員： 身体障がい者の相談のところの部分で、確かにサービスが足りないというところの相談を聞くことはない、これはないのも事実なんですけれども、ただ実績量として、第3期のときに、平成22年度のときは同じ実績の人数、130人の中で26,000の時間数が出てるんですよ。

これが25年度になった途端20名の減ですね。

利用者人数20名減ってます。

時間数は10,000幾らというのは半分以下、40%ぐらいですかね。

30%ぐらいの時間数に激減しているところの部分では、やっぱり何らかの制限がかかっているのかなというところは、この3年間で、これほど下がるというのは、やっぱり何かしらのことはあるのかなと思うので、次に計画立てるときに、確かにこの月額数10,000から10,000というのではなく、この3年間に何があっても10,000なんだなという、はっきり出した上で次の計画を、相談ジェイエスにこられてない方での、埋もれている方での探れてないニーズというのはここに埋まっているのかなというふうに感じられますので、よろしくをお願いします。

事務局： 移動支援事業につきましては、移動支援でこの数字で確認しました段階ですが、知的障がい者の方の利用者が増加した理由としましては、余暇支援の充実ということで、サービスを使って生活を組み立てる方が増えたということと、養育者が介護できない時間を移動支援で補う事も実際にやっていますので、その利用が増えたということと、施設入所者が帰省されるときや、親御さんが高齢でその方がなかなか施設にお迎えに行きたいけどお迎えにいけないその方が帰省されるときは移動支援を使っています。

また、ケアホームの利用者が週末、今までは外出されることはなかったんですが、余暇支援ということで事業者側が移動支援で外出をしたいということで、そういう利用者もここ数年増えてきております。

後、そういうことで、ケアホームの利用者の余暇支援が増加しています。

後、精神障がいの方につきましては、ほぼ横ばいなんです、主治医の判断で外出支援を利用してもよい方に提供しておりますので、通院できているという方の中で外出支援を必要している方が増加していないという状況です。

後、児童のほうですけれども、放課後等デイサービスが平成24度から開始することに伴いまして、外出支援を利用する必要がなくなってきた、その頻度が以前より減ったと捉えています。

長期休みの養護者の休息のために利用とか日中一時をお使いになってた方とか送迎負担の軽減のために移動支援を使われていたことがありましたが、元々デイサービスに利用が進んだためにそのあたりの負担がカバーが出来ているために、利用者の利用が出来るとそういうふうな状況が今のところ見られていると考えております。

また、その時にちょっとまた確認したいと思います。

会 長： 他にございませんでしょうか。

それでは以上ですので、引き続きまして、もう1点ご説明がありますので、よろしくお願ひします。

事務局： 門真市第2次障がい者計画にかかる施策・検証調査結果の概要について説明させていただきます。

資料番号6をご覧ください。

門真市第3次障がい者計画を策定するにあたりましては、まず、第2次障がい者計画にて定めた施策の進捗状況を把握することが、必要となります。

まず、第2次障がい者計画の70ページをご覧ください。

まず現在の計画の構成、柱立てのところを確認いただければと思います。

将来像としてともに生きるまち門真、1人ひとりが主役となってという基本理念のもと、6つの基本目標、その下に施策の方向性を記載させていただいております。

また、その施策の具体的な事業がどの様な方向、方針で施策展開するのかということ、71ページから98ページまで記載させていただいております。

今回の計画策定におきましては、当然、現行計画の確認、検証ということが必要になってくるのですが、第2次障がい者計画の確認・検証の手法につきましては、既に事務事業評価という形で、本市の第5次総合計画に基づいてある程度、整理されております。

ホームページ上でも公開しておりますが、事務事業評価に基づいた事業について、年度評価も実施しております。

70ページでご覧いただきました計画の施策体系、そして施策の方向、その施策の具体的な事業と第5次総合計画の事務事業評価とのひも付けを行って、庁内関係各課に進捗状況調査を実施し、その結果をまとめたものがこの資料番号6という形になっております。

調査しました中で、事務事業評価に基づくもので、当然、広義的な市民という位置付けで事業をしている内容もありますので、障がいのある人たちを対象とした事業ではないというような回答もございました。

しかし、先ほど、法改正のところで説明させていただきましたように、障害者基本法の基本理念として共生社会の実現ということがまずうたわれ、本市の全般的な施策にわたりまして、当然、広義的な市民全般ということになります、子供から高齢者、障がいのある人たちに至るまで、ある程度このような方々も配慮した様々な事業、施策というのを講じていかなければいけないというような流れがございますので、該当する事業でないものにつきましても、今回、把握をさせていただきたいという位置付けで、庁内関係各課に調査を依頼しました。

なお、今回、障がい福祉課を含む庁内関係各課より回答がありました今後の検討課題

を報告したかったのですが、時間の関係上、割愛させていただいて、委員の皆様には、お手数お掛けしますが、後ほど目で追っていただけたらと思います。

事務局として感じましたのが2点ございます。

1点目は、関係機関等での連携協力の強化、多様な媒体、紙媒体のほかにホームページ等、様々な情報の提供媒体がございますが、この情報の提供媒体の実際の有効性についての意見が多いと感じました。

2点目は、職員、あるいは民生委員さん、福祉委員さんはじめとしました支援者の方々も含めた専門的知識の向上、スキルアップというのが、キーワードとして挙がっているのを感じました。

今後につきましては、障がい福祉課を含む庁内関係各課より回答がありました今後の検討課題を踏まえ、門真市第3次障がい者計画における基本目標、施策の方向、施策・事業の内容を策定して参ります。

また、第2次障がい者計画の70ページに記載させていただいているそれぞれの施策の体系、柱立てに国の第3次計画、あるいは大阪府の第4次障がい者計画との整合性、追加・修正、あるいは新規として挙げていかなければいけない目標、施策の方向について、今後この資料を基に整理を行い、2回目以降の計画の骨子あるいは計画の策定に向けまして、又、御議論の方をいただきたいと考えております。

門真市第2次障がい者計画にかかる施策・検証調査結果の概要につきましては、以上でございます。

会長： ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございませんか。

J委員： 何点が質問は、用意してたんですが、時間がありませんので1点だけちょっと絞って、このいわゆる社会参加の中での、やりたいことというのは、4番、このスポーツ、レクリエーションのところで、障がい者スポーツ大会に関する情報が不足しており、関係機関との連携をしつつ啓発活動を推進するというに、今、例示されてるんですけど、これ、なぜここでこんなことをいうのかいうと、ご承知のように、身体障害者福祉会は大阪府下、大阪府をトップとして、前市町村にあるんですけど、京阪ブロックいわゆる7市で毎年ブロックのスポーツ大会というのがやられてるんですね。

今年も10月19日です。

これは、60年ほど前から各市が当番で、その当番市が主催ですとやってきてたんです。ところが、行政の方がこれに予算が出されなくなったと。

これ、7市が20万ずつ出しております。

そこに当番市が80万、だから当番市に当たったら、その当たった年は、100万。

これを行政が出さなくなった、とらえて障がい者が高齢化していったって、福祉会ではスポーツ大会がとても難しいという状況にもなってきたんですけども、もともとは各市でやってきてて、この時は、行政も積極的な支援があったわけです。

障がい福祉課は、もちろんのこと、教育委員会とか、あるいは他の部署も、その大会の日は、応援に来てくれとったんです。

しかし、これが行政の方がもうできない、予算が付けられないという、こうした支援はできないというふうに、社会参加とか、あるいは共生社会の実現とか行政は言うけど、現実に具体的にやっていくことをやめてきてるのが、今までの経過です。

ですから、本当は、きれいごとばかり言っていたところで、障がい者にとっては何の意味もない。

むしろ、やっていることができないような状況に追いやってきたのは行政なんです。ですから、やっぱりそういう共に生きる社会の実現といわゆる障がい者に社会参加をし

ろと言うならば、できる環境を行政の方で作ってほしいというふうに思いますので、1つ具体的にいうとこれ、毎年あることで、行政の自治体がこれ後援になってるんですよ、この大会は。

そうすると、各市で広報出してるわけです。

昔は、福祉会でも広報の中で載せてもらっていた。

それが、民間の団体のそれは、載せられないということで大分前からなっていっただんです。けども、これは7市の行事なんでね、特に力入れて頑張っていきたい。

7市の行事なんで、ましてや各自自治体が後援をしているスポーツ大会、広報に7市同時に載せてもらうような方法をちょっと考えてください。

行政の広報の方も十分に説明をして、今年は、もう間に合わないかもしれないので、来年からでもそういう方法でもらう。

昔は、今の個人情報保護法が制定されるまでは、行政から障がい者手帳を交付されている障がい者の人のことも聞くことができたんです。

障がい者手帳を新たに交付した場合に。

ところがそれが一切できなくなった。

個人情報の法律が定められてから。

ですから、福祉会はそれまでは、そこそこ新しく手帳を交付された障がい者の人が福祉会に入ったケースというのはあったんです。

その後は、もう入る人は全くなくなって、今は、障がい者団体イコールもう高齢福祉団体になってきてます。

だから、そこら辺のところも本当に、その身体障がい者の方がもう大いに社会参加をできる機会を与えることについても、その広報の活用をできるようにしていただきたいということを特に要望しておきますので、そこら辺は、次長、部長にも話しておいてください。

それをお願いいたします。

会 長： 他、ございませんでしょうか。

そうしましたら、次に、門真市第4期障がい福祉計画等策定に向けたアンケート調査について事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 昨年度、門真市第2次障がい者計画の中間見直し及び第4期障がい福祉計画を策定するに当たり、障がいをお持ちの方、そのご家族を対象としたアンケート調査を実施いたしました。今年度は、障がい者団体及び関係機関の活動状況等をお聞かせいただくためのアンケート調査を実施いたしたいと考えております。

アンケート調査につきましては、資料7のとおりとなります。

アンケート調査の内容につきましては、貴団体の概要についてで問いが1つ、活動上の問題点等についてで、問いが4つございます。

アンケート調査を実施する団体は、門真市身体障害者福祉会、門真市視力支援協会、門真市ろうあ部会、特定非営利活動法人門真市手をつなぐ育成会、門真市聴覚障がい児(者)親の会、門真クラブ、さわやか会を予定しております。

アンケート調査について実施させていただいてよろしいでしょうか。

会 長： 事務局から説明がありましたように、障がい者団体及び関係機関を対象としたアンケート調査をしてもらってよろしいでしょうか。

異議がないようですので、事務局の提案どおりにいたします。

次に、議題6、今後の計画策定に係るスケジュールについて、事務局の説明をお願い

いたします。

事務局： 今年度中に予定しております、障がい者地域協議会は、計画策定のため、今後10月、12月、2月の3回を予定しております。

10月、12月は本協議会において、計画素案の検討、翌年1月にパブリックコメントの実施、2月は本協議会において、最終計画（案）の検討、3月に計画内容の確定及び印刷を予定しております。

第2回目の協議会は、10月下旬を予定しておりますので、8月から9月にかけて日程調整をさせていただき予定しております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

会 長： ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。皆様、今後ともよろしくお願ひいたします。

(閉 会)